

復興News^{ニュース} 陸前高田

<第50号>
平成30年11月発行
陸前高田市復興局

ニュース① 市内で被災し今後住宅再建を考えている皆様へ

《防災集団移転促進事業による住宅団地の空き区画への移転者を募集します》

防災集団移転促進事業により整備した住宅団地内に空き区画が生じたことから、新たに移転者を募集します。

防災集団移転促進事業の概要

防災集団移転促進事業は、東日本大震災時（平成23年3月11日）に陸前高田市内において被害を受けた世帯の集団移転を促進するために、安全な場所に住宅再建ができるように支援する制度です。市が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸します。なお、移転される方は、被災した移転元地に居住できなくなりますのでご注意ください。

募集する区画の概要

地区名	団地名	面積【㎡（坪）】	戸数	番号
高田	高台3	165㎡（約 50坪）	2	①～②
	高台5	165㎡（約 50坪）	1	③～⑨
		247㎡（約 75坪）	1	
		330㎡（約100坪）	5	
高台6	330㎡（約100坪）	5	⑩～⑭	
今泉	高台5	165㎡（約 50坪）	2	⑮～⑲
		330㎡（約100坪）	3	
	高台6	330㎡（約100坪）	7	⑳～㉔
	高台7	330㎡（約100坪）	3	㉕～㉗
小友	只出	330㎡（約100坪）	1	㉘
広田	六ヶ浦	330㎡（約100坪）	1	㉙

区画の位置、売買価格、賃借料等の詳細については、復興推進課事業推進係（内線432・433）までお問い合わせください。



申込みについて

1. 申込資格

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ・ 市が設定した市内の移転促進区域内に、東日本大震災発生時に居住し、り災証明書の交付を受けている世帯

※ **ただし、次に掲げる世帯は申込みできません。**

- ① 既に他団体において防災集団移転促進事業に参加している世帯
- ② がけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度を活用して住宅再建をしている世帯
- ③ 国の被災者生活再建支援金等（加算支援金など）を受けて住宅再建をしている世帯
- ④ 高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業で換地された土地を所有又は予定されている者

2. 申込方法

復興推進課で配付する申込書に必要事項を明記の上、復興推進課に提出してください。

なお、応募できる区画は1世帯につき1か所限りです。

3. 申込期間 **平成30年11月22日（木）まで**

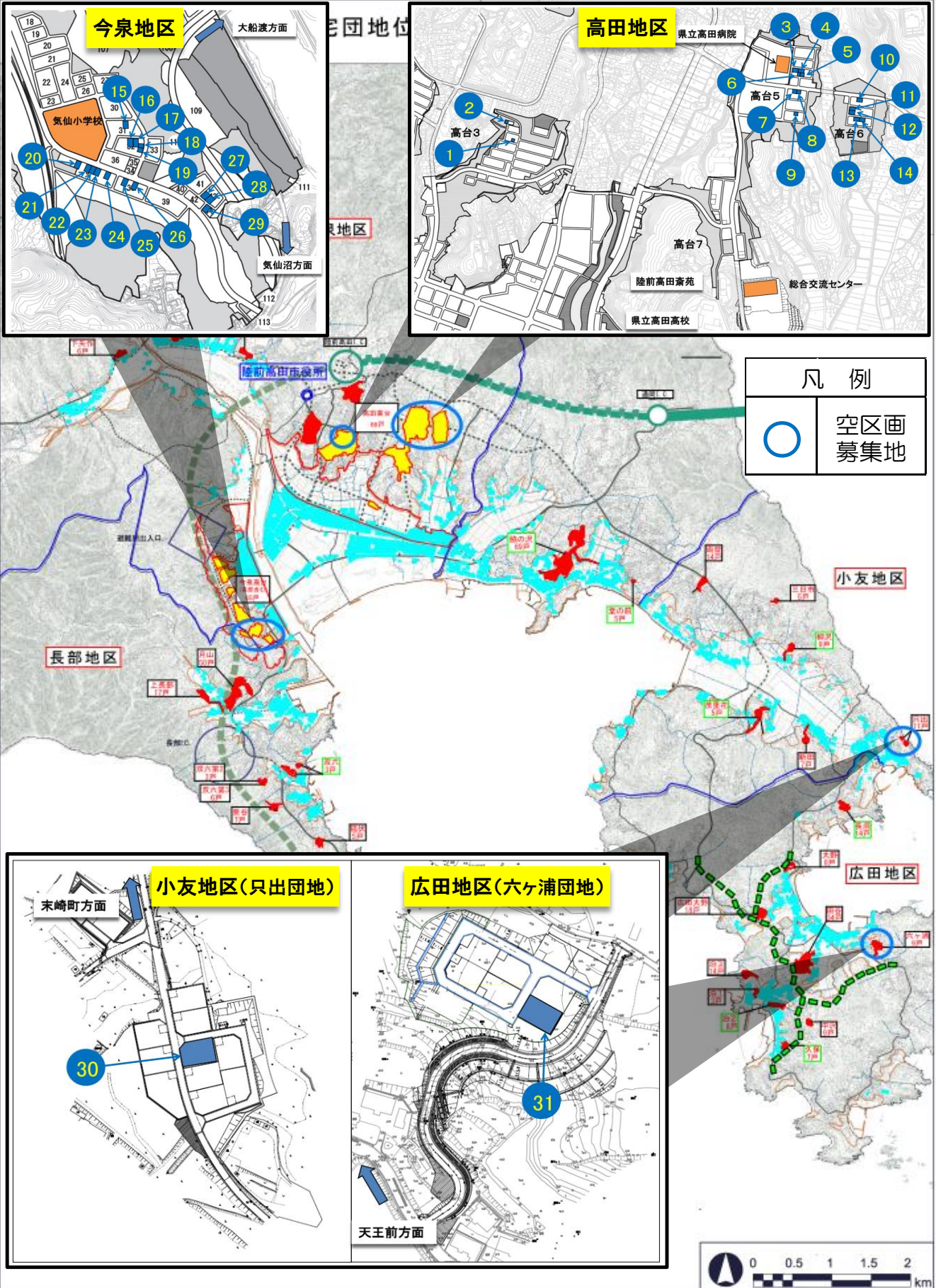
4. 区画決定方法

申込期間内の申込みが1世帯のみの場合は、その世帯に決定します。

複数の申込みがあった場合は、抽選により決定します。

※ 申込期間内に申込みが無かった区画については、平成30年12月3日（月）から平成31年3月25日（月）まで随時先着順で受け付けます。

募集する区画の位置図



問い合わせ先

復興局復興推進課事業推進係 (内線432・433)